

地縁団体認可申請ハンドブック

(令和5年4月改訂版)

【目次】

はじめに	1
「地縁による団体」とは	1
1. 認可の申請について	1～2
2. 認可申請の手続き	2
3. 認可申請に必要な書類	3
4. 認可後の地縁団体について	3～7
・不動産等の登記	
・住民自治組織の印鑑登録	
・印鑑登録証明書の交付	
・認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度	
5. 申請した事項に変更があったら	7
・規約の変更	
・告示事項の変更	
6. 認可地縁団体に係る税金	8
7. 認可の喪失	9
・認可の取り消し	
・解散	
8. 留意事項	9
資料編	10～28

◆はじめに

地域で所有している集会所や会館の土地や建物の不動産登記を、区長等の個人や複数の方の名義でしてある場合があります。この場合、名義人の転出や死亡などにより住民自治組織の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの手続きに様々な問題が生じることとなります。

そこで、こうした問題に対処するために、平成3年に地方自治法の一部が改正され、住民自治組織が一定の手続きのもとに市長の認可を受けて法人格を取得できるようになりました。

また、令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うため市長の認可を受けて法人格を取得することができるようになりました。

このハンドブックでは、住民自治組織が法人格を取得する際の手続きについてまとめたものです。

◆「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、住民自治組織のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体やスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は対象になりません。

1 認可の申請について

住民自治組織が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの住民自治組織や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

◆認可の要件は以下の4つとなります。

- (1) 住民自治組織が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり、清掃活動、防犯・防災活動、集会所の維持管理など、一般的な住民自治組織活動を意味します。

- (2) 住民自治組織の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において住民自治組織が相当の期間にわたって存続していること。

地番や道路、河川などで住民自治組織の区域が容易にわかる状態であることが必要です。他の住民自治組織と区域が重なったり、区域が流動的であると構成員の範囲が不明確となることから認可の対象となりません。

- (3) 住民自治組織の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。また、相当数とは、一般的にその区域の全住民（住民自治組織に加入していない人を含む）の過半数です。

※世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。

- (4) 下記の事項を全て含む規約を定めていること。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

認可を受ける場合には上記8項目を全て含んだ規約を定める必要がありますが、それ以外の事項を規約で定めることは差し支えありません。また、規約の名称について特に制限はありませんので、「〇〇〇区会則」「×××自治会規約」等の名称でも構いません。

〈規約の参考例：資料編12～15ページ〉

2 認可申請の手続き

住民自治組織等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行う際には、その団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会・評議会等での議決では認められません）。

認可を受けようとする地縁による団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可申請書及び必要書類を揃えて、市長（地域づくり推進課）に申請することになります。

◆認可申請手続きの流れ

- (1) 住民自治組織内で法人化申請について話し合う
- (2) 地域づくり推進課へ事前相談・住民自治組織で規約などを作成
- (3) 住民自治組織で総会を開催
 - ①規約の改正
 - ②認可申請することの議決
 - ③代表者の決定
 - ④構成員の確定
- (4) 申請書類の作成及び提出
- (5) 地域づくり推進課にて提出書類の確認及び認可要件審査
- (6) 市長による認可の告示（認可の告示は法人登記に代わるものです）

3 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書〈様式：資料編 1 1 ページ〉

(2) 規約〈自治会規約参考例：資料編 1 2～1 5 ページ〉

認可申請にあたって改正及び作成した、認可要件を全て含む規約であり総会の承認を得たもの。

(3) 認可申請について総会で議決したことを証する書類〈議事録参考例：資料編 1 6 ページ〉

認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの。

(4) 構成員の名簿及び区域図〈構成員名簿の参考例：資料編 1 7 ページ〉

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿及び住民自治組織の区域が明確に分かる地図など。住民自治組織区域内全住民の過半数が構成員となっている必要があります。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類〈当年もしくは前年度総会資料等〉

事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類等〈様式：資料編 1 8～2 0 ページ〉

申請者が代表者となる事を承諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印のあるもの。また、代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類及び代理人の有無を記載した書類。

4 認可後の地縁団体について

◆不動産等の登記

法務局で、土地・建物の名義を住民自治組織名義で登記することができます。その手続きの際の添付書類として、龍ヶ崎市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。この書類が法人格取得の証明となるため、地域づくり推進課へ申請し、交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

- ・認可地縁団体告示事項証明書交付請求書〈様式：資料編 2 1 ページ〉
- ・手数料 3 0 0 円

※登記申請の窓口は水戸地方法務局龍ヶ崎支局（電話：0297-62-0225）になるため、詳しくは直接お問合せ下さい。

◆住民自治組織の印鑑登録

不動産登記等に必要ない地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び証明請求の申請ができます。手続きについては地域づくり推進課で受け付けます。

【登録資格】

登録申請できるのは原則として代表者本人のみです。

【登録できる印鑑】

認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。

なお、下記のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・機械製造により大量生産されたもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
または1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【登録に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書〈様式：資料編22ページ〉
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・本人であることが確認できる身分証明書
(運転免許証、旅券など本人の写真が張り付けられているもの)
- ・代表者個人の印鑑登録証明書1通(発行から3か月以内)及びその印鑑

【代表者に変更があった場合の手続き】

- ・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に前代表者の署名、捺印(印鑑登録印)
- ・新代表者の本人確認ができる身分証明書
(運転免許証、旅券など本人の写真が張り付けられているもの)
- ・新代表者の印鑑登録証明書と登録印鑑
- ・認可地縁団体印鑑

◆印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は不動産登記等に必要ない「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書〈様式：資料編23ページ〉
- ・申請者個人の印鑑登録証明書
- ・登録されている認可地縁団体の印鑑
- ・手数料1通300円

※個人の印鑑登録証明書に関する詳細は、市民窓口課にお問い合わせ下さい。

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が一定期間所有（占有）している不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、この手続きにより、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度です。認可地縁団体名義に変更しようとした不動産が、すでに亡くなった方の名義になっていたり、その相続人の所在が不明であったりして、全ての所有者から名義変更の同意が得ることが困難な場合などに申請できます。

ただし、この特例制度は認可地縁団体が実質的に所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみでの申請により可能とするものですが、あくまで不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

【事前準備】

- ・当該不動産の所有者を把握し、所在が判明している登記関係者から名義変更の同意取得などを行います。

【総会の開催】

規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。

- ①団体名義に変更しようとする（保有する予定）資産の確定
- ②特例制度による申請をすることの議決

【申請に必要なもの】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式：資料編24ページ）
- ②特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書
- ③認可地縁団体の認可申請時に提出した保有資産目録または保有予定資産目録
※この資産目録に、今回名義変更しようとしている不動産が含まれていない場合には、資産目録の代わりに、総会で議決を得た総会議事録の写しで、代用可能です。
- ④申請者が代表者であることを証する書類
※認可地縁団体の代表者としての届出がすでに済んでいる場合は、市で確認書類を保存しているので提出不要です。代表者が変更になっている場合は、代表者変更の手続きを先に行ってください。
- ⑤地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる以下の書類

- (A) 認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有し、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していたことを証明する文書

● 必要な書類

- ・当該不動産を実質的に所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
- ・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の公共料金の支払い領収書
- ・当該不動産の閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・当該不動産の旧土地台帳の写し
- ・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の固定資産税の納税証明書
- ・当該不動産の固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

○ 上記資料の入手が困難な場合の必要な書類

- ・入手が困難である理由を記載した書類
- ・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方からの認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有している旨の証言を記載した書類
- ・認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有していることがわかる写真

- (B) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である（又はであった）ことを証明する文書

● 必要な書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿

※当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員と、認可地縁団体の構成員名簿との付け合わせを行った書類があることが望ましいです。

- ・ 墓地の使用者名簿（当該不動産が墓地である場合）等

○ 上記資料の入手が困難な場合

- ・ 入手が困難である理由を記載した書類

- ・ 当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方からの、当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である（又はであった）旨の証言を記載した書類

- (C) 当該不動産の登記関係者の全員（又は一部）の所在が知れないことを証明する文書

● 必要な書類

- ・ 登記名義人が、登記記録上の住所に住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類（不在住証明書）

- ・ 登記名義人の住所に宛てた配達証明付き郵便が不到着であった旨を証明する書類

- ・ 当該不動産の地域実情に精通した方からの、登記名義人の所在が不明である旨の証言を記載した書類

※ 登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

【公告と異議申し出期間】

- ・ 申請書類が市役所に提出されると提出書類の確認及び要件の審査を実施後、この特例制度による公告申請があった旨と、その不動産の所在地や名義人等の情報、異議申し立ての方法などについて、3か月以上の期間、公告を行います。
- ・ その期間中に、特例制度によって認可地縁団体に名義変更することに異議がある方は、市に異議申し出を行うことができます。なお、異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に全て通知されます。
- ・ 異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

● 異議申し出のできる方

当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する方

● 異議申し出に必要なもの

- ① 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式：資料編25～26ページ）
- ② 当該不動産の登記事項証明書
- ③ 申し出する方の住民票の写し

【情報提供証明の交付】

- ・市は3か月以上の公告期間中に異議申し出がなかった場合には、認可地縁団体名義で当該不動産の保存または移転登記をすることについて、関係者の承諾があったものとみなし、それを証明する情報提供書類を交付します。この書類を法務局に提出し、不動産登記の申請を行うことができます。

※不動産登記手続きの詳細については、法務局までお問い合わせください。

5 申請した事項に変更があったら

◆規約に変更があったら

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に届け出しなければなりません。

【申請に必要なもの】

- ・規約変更認可申請書〈様式：資料編27ページ〉
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類
(総会の議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

◆告示事項に変更があったら

告示事項に変更があった場合には代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届出しなければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。この告示がない限りは登記手続きに必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の証明内容も更新されません。

告示事項は以下のものです。いずれかに変更がある場合は必ず届出をしてください。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務執行者が選任されている場合は、その氏名および住所)
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨認可年月日

【申請に必要なもの】

- ・告示事項変更届出書〈様式：資料編28ページ〉
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類
(総会議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

6 認可地縁団体に係る税金

			地縁認可団体		備 考
			収益事業をしない	収益事業を行う	
市 税	法人市民税	均等割	課税	課税	収益事業を行わない場合でも毎年の申告は必要。申請の際に減免申請
			減免措置あり	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
	法人税割	収益事業を行わないので発生しない	法人所得に応じて課税		
	固定資産税	集会所等非収益事業用	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	減免申請は原則毎年必要
収益事業用			固定資産税の評価額で課税 減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税		
県 税	法人県民税	均等割	課税	課税	収益事業を行わない場合でも毎年の申告は必要。申請の際に減免申請
			減免措置あり	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税	
	法人税割		法人所得に応じて課税		
	法人事業税		非課税	課税	減免措置なし。収益事業が赤字の場合でも課税
			減免措置あり		
	不動産取得税	集会所等非収益事業用	課税	課税	不動産を取得した翌年度に一回課税される。
減免措置あり			減免措置あり		
	収益事業用		課税		
国 税	法人税	非課税	法人所得に応じて課税	税務署	
	登録免許税	課税	課税	法務局	

【必要な手続き】 ※詳しい内容は各担当窓口にお問い合わせください。

①市税（税務課）

- ・法人市民税：認可を受けた日から1か月以内に、「法人（設立・開設・異動）届出書」の提出が必要です。
- ・固定資産税：減免申請が必要です。

②県税（土浦県税事務所稲敷支所 電話：029-892-6111）

- ・法人県民税および法人事業税：認可地縁団体設立から1か月以内に「法人の設立等報告書」などの届出が必要です。
- ・不動産取得税：登記した後に県税事務所に申告してください。

③法人税（竜ヶ崎税務署 電話：0297-66-1303）

- ・収益を行わない場合は手続きの必要はありません。
- ・収益事業を行う場合は竜ヶ崎税務署へ届出が必要です。

④登録免許税（水戸地方法務局龍ヶ崎支局 電話：0297-62-0225）

- ・登記の際、登録免許税がかかります。

7 認可の喪失

◆認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合もしくは不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- ①認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

◆解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに1つでも該当するとき、認可地縁団体は解散します。市長に対して届出（市長による解散告示）、および清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤構成員が欠亡したとき

8 留意事項

- ・認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。
- ・認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。
- ・構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。
- ・認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散および清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

資料編

認可申請に必要な各種様式及び記載例

1. 認可申請書 11
2. 規約の参考例 12~15
3. 議事録の参考例 16
4. 構成員の名簿参考例 17
5. 地縁による団体の代表者の承諾書他関連様式 18~20

認可後の各種申請書類

6. 地縁による団体の認可証明書交付申請書 21
7. 認可地縁団体印鑑登録申請書 22
8. 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 23
9. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 24
10. 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 25~26
11. 規約変更認可申請書 27
12. 告示事項変更届出書 28

龍ヶ崎市長

殿

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

規約の参考例

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第260条の2第3項）

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

〇〇自治会（町会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、龍ヶ崎市〇〇町△番□号から×番□□号までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、龍ヶ崎市〇〇町△番×号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人全てとする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役職の兼務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。
(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、龍ヶ崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20に規定する事由により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

令和 年度〇〇〇町内会総会議事録

1. 日 時 令和 年 月 日
〇〇時〇〇分開会
〇〇時〇〇分閉会
2. 場 所 龍ヶ崎市 町 丁目 番地
〇〇〇町内会集会所
3. 現在の会員数 〇〇名
4. 出席者 〇〇名
(内委任状提出者〇〇名)
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇町内会規約第〇〇条の規定に基づき、会員過半数の出席により総会が成立する旨司会の〇〇〇〇より報告があり、午後〇〇時開会された。

〇〇〇町内会長のあいさつにつづき、町内会規約第〇〇条の規定に基づき、議長として〇〇〇〇が選出され、町内会規約第〇〇条の規定に基づき、議事録署名人に〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について
- (2) 第2号議案

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

現在の町内会に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、町内会長より提案された。新規約(案)、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、全員一致で次のとおり議決した。

- ①現町内会長〇〇〇〇を代表者として、地縁による団体の認可申請を行う。
- ②別添の規約を令和 年 月 日より施行する。
- ③会員は町内会則に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会した者とする。
- ④町内会所有の不動産は 番地の集会所及びその土地とする。

(2) 第2号議案

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣した。

令和 年度〇〇〇町内会総会の議事を記録した。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

〇〇〇町内会構成員名簿

令和 年 月 日現在

No.	住 所	氏 名	No.	住 所	氏 名
1	龍ヶ崎市		31		
2			32		
3			33		
4			34		
5			35		
6			36		
7			37		
8			38		
9			39		
10			40		
11			41		
12			42		
13			43		
14			44		
15			45		
16			46		
17			47		
18			48		
19			49		
20			50		
21			51		
22			52		
23			53		
24			54		
25			55		
26			56		
27			57		
28			58		
29			59		
30			60		

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称_____

事務所の所在地 龍ヶ崎市

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和 年 月 日

住 所 龍ヶ崎市

氏 名 _____ 印

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称_____

代表者氏名_____ 印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者氏名_____

住所_____

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

代理人の有無

地縁による団体の名称_____

代表者氏名_____ 印

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人氏名_____

住所_____

(2) 無

※「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、裁判所は利害関係人または検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

令和 年 月 日

龍ヶ崎市長

殿

住 所 _____

氏 名 _____

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により証明書の
交付を請求します。

記

1 団体の名称 _____

2 団体の事務所の所在地 _____

3 告示事項証明書 _____ 通

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

龍ヶ崎市長

殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資格) 氏名	() 印
	生年月日	
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 1 本人 住所

2 代理人 氏名 印

(注 意 事 項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録をしようとする許可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 「(資格)氏名」欄の氏名の次には、龍ヶ崎市において印鑑登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 5 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 6 代理人は、告示された代理人に限ります。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資格) 氏名	() 印
	生年月日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所

2 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載のうえ、龍ヶ崎市において印鑑登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 代理人は、告示された代理人に限ります。

龍ヶ崎市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

龍ヶ崎市長

殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

令和 年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

龍ヶ崎市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由